

将来の農業のあり方を考える 「地域計画」を策定しました

人・農地プランから地域計画へ

地域計画とは、耕作放棄地の増加や後継者不足などの課題について農業者や地域住民の話し合いにより策定される、10年後を目標とした農業計画のことです。これまでは地域の農業者や農業関係者の話し合いに基づき、地域農業の将来のあり方について「人・農地プラン」を策定・実行してきましたが、令和5年度からは「地域計画」として法律に基づく取り組みとなり、計画とともに農地利用の目標を示す地図（目標地図）を新たに作成することが義務付けられました。

町では、人・農地プランと同様、町内を4地区（市街地・西部・桜沢地区、鉢形・折原地区、男衾地区、用土地区）に分け、地域農業の担い手の皆さんに話し合いへご参加いただき、令和7年3月に地域計画を策定しました。策定した地域計画は、産業振興企業誘致課、町公式ホームページで閲覧できます。



図 産業振興企業誘致課

☎581・2121内線401

手当額改定のお知らせ

4月からの児童扶養手当等の各手当額（月額）は、表のとおりです。

手当名			月額
①児童扶養手当	本体額	全額支給	46,690円
		一部支給	46,680円～11,010円
	第2子以降 加算額	全額支給	11,030円
		一部支給	11,020円～5,520円
②特別児童扶養手当	1級		56,800円
	2級		37,830円
③障害児福祉手当			16,100円
④特別障害者手当			29,590円

問 ①、②子育て支援課

☎581・2121内線204

③、④福祉課

☎581・2121内線125

地域計画の策定により、令和7年度から農地関係の手続きが変わります

▼農地の貸借

利用権設定制度は廃止になり、農地中間管理事業または『農地法』第3条許可による貸借のみになります。

▼農用地区域からの除外

地域計画の対象農地の場合、農用地区域（通称「青地」といわれる農地）からの除外手続きの前に、地域計画の変更手続きが必要になります。このため、除外手続きの締め切りが、年度3回から年度2回（8月末日、2月末日）になります。

図 農業委員会事務局（産業振興企業誘致課内、☎581・2121内線408）



年金についての情報をお届け！

年金持報

今月は 学生納付特例制度

4月から国民年金保険料額が変わりました！
毎月1万7510円

学生納付特例制度をご利用ください！

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。



▼対象保険料

大学、専修学校等の対象校に在学する方の4月～翌年3月分の保険料

▼必要書類

マイナンバーカード等の本人確認書類、基礎年金番号が分かる書類（学生証（両面の写し）または在学証明書（原本））

▼申請方法

マイナンバーカードを使った「電子申請」や郵送による申請。熊谷年金事務所または町民課窓口でも申請できます。

【前年度に申請した方】

前年度と同じ対象校に在学の方は、4月に住所地向け郵送される申請書を使用してください。

問 ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004、
町民課 ☎581・2121内線111・112

※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。

ご活用ください！ 寄居町修学資金給与制度

町では、町内在住の高校生で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。

▼対象／次のいずれにも該当する方

①生年月日が平成22年4月1日以前の方

②令和5年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し、在学中で、在学期間が3年以上の方

▼修学生の内容／次のいずれにも該当する方

①町内に引き続き6カ月以上住んでいる方

②正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生

対象となる世帯の例

- 生活保護受給世帯
- 『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯
- 町民税が非課税の世帯
- 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
- 家計が急変した世帯

※このほかにも給与を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▼修学金の額／月額5000円

▼申請方法等／次の書類を教育総務課へ提出してください。

①修学資金給与申請書

②在学等証明書（町で定めた様式のもの）

③経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し等

4月分からの認定を希望する場合

4月30日（水）までに必要書類（在学証明書は4月1日以降に発行されたもの）を提出してください。

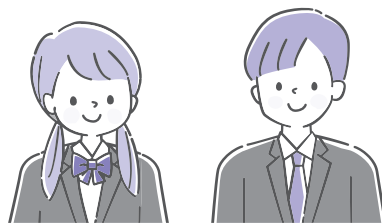
5月分以降の認定について

○15日までに必要書類を提出した場合
は申請月から認定対象

○16日以降に必要な書類を提出した場合は翌月分から認定対象

問 教育総務課

☎581・2121内線512



気になる数字 346の瞳

春の光景もさまざまありますが、何といても一番ほほ笑ましいのは、保護者に手を引かれて入学式に臨む新1年生ではないでしょうか。

寄居町には6つの小学校があります。が、令和7年度の各小学校の新1年生の人数は次のとおりです。寄居小Ⅱ38人、桜沢小Ⅱ25人、用土小Ⅱ14人、折原小Ⅱ6人、鉢形小Ⅱ33人、男衾小Ⅱ57人、合計173人です。50年前の話ですが、私が寄居小学校へ入学した時の同級生は約150人でした。いかに子どもが少なくなってきたかが分かります。寄居町には行政区が6区ありますので、1区当たりの新1年生の数は平均2～3人となります。近所で子どもを見かけない、子どもの声を聞かないという話を伺いますが、実際の人数を見るとうなずけるものがあります。

少子化の要因は多岐に及びます。経

済的な問題や子育て環境の変化等が大きな要因と考えられます。また、そもそも結婚や出産を望まない方もおり、望んでもその機会に恵まれない方もいらっしゃると思います。しかし、子どもを持つ素晴らしさも数えきれないくらいあります。皆さんはどうお考えになりますか。

ちなみに今年3月に義務教育の課程を修了し、それぞれの道に歩みだした町内3中学校の卒業生は、寄居中Ⅱ97人、城南中Ⅱ42人、男衾中Ⅱ66人の合計205人でした。

寄居町で育ったすべての子どもたちの活躍と限りない幸せを願っております。



寄居町長 峯岸克明